

令和 6 年 9 月定例会 経済委員会（事前）

令和 6 年 9 月 9 日（月）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

井村委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（14時43分）

これより農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の 9 月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第 1 号 令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 号 令和 6 年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第 9 号 令和 6 年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第 10 号 令和 6 年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について
- 報告第 4 号 令和 5 年度決算に係る資金不足比率の報告について

【報告事項】

- 令和 6 年台風第 10 号に関する農林水産業被害状況等について（資料 1）
- 令和 5 年度徳島県農林水産基本計画レポートについて（資料 2、資料 3）
- 新たな徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の策定について（資料 4）

中藤農林水産部長

それでは、9 月定例会に提出を予定しております農林水産部関係の案件につきまして、経済委員会説明資料により、御説明を申し上げます。

3 ページでございます。

一般会計歳入歳出予算総括表でございますが、補正額の欄の最下段に記載のとおり 12 億 4,840 万円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は 327 億 9,022 万円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、最下段の計の欄、括弧内に記載のとおりでございます。

4 ページでございます。課別主要事項について御説明いたします。

とくしまブランド推進課でございます。

3 段目の園芸振興費、摘要欄①のア、新規事業、農林水産物フライト輸出拡大事業におきまして、航空便を活用した県産農林水産物等の輸出拡大のため、現地バイヤー等を招聘した産地ツアーや、商談会等を実施するための経費として 400 万円の増額をお願いしております。

5 ページでございます。林業振興課でございます。

5 段目の造林費、摘要欄①の森林環境保全整備事業費におきまして、花粉の発生源となるスギ等の人工林を伐採し、花粉の少ない苗木へ植え替えるための経費として 3,200 万円

の増額をお願いしております。

6 ページでございます。農林水産総合技術支援センターでございます。

2 段目の農業総務費、摘要欄①のア、新規事業、とくしま農林水産業「外国人材」活躍・ステップアップ事業におきまして、本県農林水産業の重要かつ身近な労働力である外国人材のステップアップを図り、経営の中核人材へと育成し、定着を図るモデルを構築するとともに、県内農業法人等へ横展開を図る経費として500万円、イ、新規事業、徳島型「施設園芸」チャレンジ支援事業におきまして、集約的で高収益が期待できる施設園芸への新規就農を推進するため、遊休農業用ハウスの実態調査とマッチングを実施するとともに、低コスト農業用ハウスの実証と普及啓発に要する経費として1,000万円、農林水産総合技術支援センター経営推進課の合計では、7 ページ最下段に記載のとおり1,500万円の増額をお願いしております。

8 ページでございます。農山漁村振興課でございます。

4 段目の農地総務費、摘要欄①のア、農業水利施設・省エネルギー化推進事業については、農業水利施設の省エネルギー化を進め、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい管理手法や設備への転換を促進するための経費として3,160万円の増額をお願いしております。

9 ページでございます。生産基盤課でございます。

3 段目の農地防災事業費におきまして、農地・農業用施設の保全や災害の未然防止に要する経費として4億2,170万円、6 段目の漁港建設費におきまして、漁港施設及び漁港海岸保全施設の老朽化対策等に要する経費として2億4,430万円、生産基盤課合計では、最下段に記載のとおり6億6,600万円の増額をお願いしております。

10ページでございます。森林土木・保全課でございます。

3 段目の林道費におきまして、効率的な森林整備と持続的な林業経営のため、林道や林業専用道などの路網整備に要する経費として1億6,850万円、4 段目の治山費におきまして、県土強靱化推進のため、荒廃した山地の復旧や山地災害の未然防止に要する経費として3億3,130万円、森林土木・保全課合計では、最下段に記載のとおり4億9,980万円の増額をお願いしております。

11ページでございます。繰越明許費でございます。

国をはじめ関係機関等との調整により、現時点で繰越しが見込まれるものについて、林業振興課の森林環境保全整備事業費から13ページの森林土木・保全課の現年発生治山施設災害復旧事業費まで4課34事業につきまして、合計で63億2,400万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

14ページでございます。

2のその他の議案等といたしまして、（1）受益市町負担金でございます。

これは、県が実施する公共事業に対し、地元の市町から事業の種類、内容に応じて、それぞれの割合で負担していただくものでございます。

まず、農山漁村振興課及び生産基盤課所管のア、県営土地改良事業費に対する受益市町負担金につきましては、14ページから16ページに記載のとおり、鳴門市ほか16市町に対し、事業内容により、それぞれの割合で負担していただくものでございます。

次に、17ページを御覧ください。

生産基盤課の所管のイ、広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金につきましては、

鳴門市ほか 5 市町に対し、漁港の種別や事業内容により、それぞれの割合で負担していただくものでございます。

18 ページでございます。

森林土木・保全課の所管のウ、県営林道開設事業費に対する受益市町負担金につきましては、美馬市ほか 3 市町に対し、森林基幹道について 10.7% の割合で負担していただくものでございます。

19 ページでございます。

（2）令和 5 年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に係る公営企業の資金不足比率を報告するものでございます。

農林水産部におきましては、徳島県港湾等整備事業特別会計の中で、林業振興課が所管する県営貯木場に係る管理運営費が計上されておりますが、それらを含め、同特別会計につきましては、資金不足額は発生しておりませんので、資金不足比率の欄に一で記載しております。

20 ページでございます。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、県監査委員による審査をお願いしております。

その結果、21 ページの第 5、審査の意見にございますように、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につきましては、いずれも適正なものとお認めいただいております。

提出予定案件の説明は以上でございます。

この際、3 点御報告させていただきます。

1 点目は、令和 6 年台風第 10 号に関する農林水産被害の状況についてでございます。

お手元の資料 1 を御覧ください。

去る 8 月 30 日に本県に最も接近した台風第 10 号による、9 月 6 日時点での被害状況といたしましては、まず、農業被害につきましては、田畑の石積^{けいはん}や畦畔の崩壊による農地の損壊や土砂の流入による水路の埋没等が 24 か所、約 7,810 万円。なお、農作物への被害の報告はありません。

林業被害につきましては、林道の法面崩壊や路肩損壊が 10 箇所、約 1 億 6,200 万円。水産業被害につきましては、漁船の転覆が 1 件であり、被害額については調査中であります。

引き続き、関係機関と連携を図りながら、台風第 10 号被害の全容把握に努めるとともに、災害復旧事業に速やかに着手できるよう準備を進めるなど、早期復旧に向けてしっかり取り組んでまいります。

2 点目は、令和 5 年度徳島県農林水産基本計画レポートについてでございます。

お手元の資料 2 を御覧ください。

本レポートは、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画に掲げる施策の令和 5 年度の実施状況を取りまとめたものでございます。

1 ページを御覧ください。

本計画は、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例に基づき、本県農林水産施策の総合的な運営指針を定めたものであります。

現行の計画期間は令和 3 年度から令和 6 年度までであり、今年度が最終年度となっています。

それでは、令和 5 年度の実施状況について、3、基本戦略に記載のⅠからⅣの施策体系に沿って、取組の概要を抜粋して御説明いたします。

2 ページを御覧ください。基本戦略Ⅰ、ニューノーマル（新しい日常）への対応でございます。

1、「しなやかな」とくしまブランドの展開では、阿波ふうどを用いたレシピ動画の発信や大規模イベント等へのターンテーブルの出張出店を行ったところであり、この項目に関係する行動目標については、下の表に記載のとおり、阿波ふうどスペシャリストの認定数は633人、ターンテーブルの飲食・マルシェ等売上額は5億6,000万円となり、令和 6 年度の目標値を既に上回り、取組が順調に進んでいます。

2、選ばれる 6 次産業化の促進では、県産農林水産物を活用した新しいビジネスを創出するため、徳島県農山漁村発イノベーションサポートセンターによる相談対応や地域プランナーの派遣や六次産業化研究施設を活用し、農業大学校と県内大学が加工品の開発支援に取り組みました。

行動目標の六次産業化研究施設の利用者数は1,847人、戦略的な販路開拓のための展示会・商談会への出展数は620となったところです。

3、戦略的な海外展開では、タイにおける観光と連携したプロモーションや、フランスでの一流シェフ向けの食材提案会を開催し、事業者等が直接PRする取組を支援したほか、県産材の販路拡大のため、台湾におけるセミナー等の開催や、ハラル市場の開拓のため、UAEにおける大規模展示会等での牛肉のプロモーションを行ったところであり、畜産物の海外輸出量は386 t、県産材の海外輸出額は4億1,600万円となっています。

4、移住定住に向けた都市農村交流の推進では、農林漁家民宿へ旅行需要を呼び込むため、経営者のスキルアップ研修等の実施やプロモーション動画の作成に取り組みました。

行動目標のニューノーマル対応とくしま農林漁家民宿の宿泊者数は5,996人、農山漁村（ふるさと）協働パートナーの協定数については、85協定となったところです。

次に、3 ページを御覧ください。

基本戦略Ⅱ、危機事象に備えた「食料生産・供給体制」の強化でございます。

1、自然災害や家畜伝染病等への対応では、集中豪雨や地震等の危機事象に備え、農業用ため池や漁港海岸施設等の整備や耐震化、山地防災力を強化する治山施設等の整備を実施しました。農業用ため池整備着手箇所数は86か所、地籍調査事業の進捗率は44%となったところです。

また、家畜伝染病への対策としましては、豚熱や鳥インフルエンザなどの発生予防対策への支援や防疫演習による防疫体制の強化を図ったところです。

2、強靱な生産基盤の整備では、収益性の高い農業経営の実現のため、農地の大区画化や農業用水のパイプライン化等の整備を行うとともに、排水機場などの基幹的水利施設や漁港岸壁等の長寿命化対策等を行ったところです。

3、水田・園芸農業の振興では、水稻の県奨励品種である、あきさかりの消費拡大のため、関西地域の量販店における販促活動や、海外からのサツマイモへの旺盛な需要に対応するため、大ロットの貯蔵、出荷調整が可能な集出荷施設の整備を支援しました。

産地リノベーションに向けた課題解決取組件数は64件、樹園地の新植・改植面積は19haとなったところです。

次に、4 ページを御覧ください。

4、畜産業の振興では、阿波尾鶏のひな供給に必要な種卵を安定的に生産するための施設整備を支援するとともに、県産牛肉の輸出促進のために、タイに海外初となるとくしま三つ星ビーフ取扱店を設置しました。

阿波尾鶏の地鶏出荷羽数全国順位は1位を継続しています。

5、林業・木材産業の振興では、県産材の増産に向けて、高性能林業機械の導入や主伐生産システムの構築を支援するとともに、伐採後の再生林を着実に実施するため、通年植栽が可能なコンテナ苗の生産に取り組んだところです。

6、水産業の振興では、水産資源の持続的な利用を進めるため、藻場の保全やクルマエビ類等の種苗放流を支援したほか、新たな水産ブランド、阿波さつきの構築に向けて、アメゴをサツキマスへと育成するサーモン養殖試験を実施しました。

徳島の水産物キャンペーン参加店舗数は407店舗となったところです。

次に、5 ページを御覧ください。基本戦略Ⅲ、「スマート農林水産業」の実装と労働力確保でございます。

1、スマート農林水産業の実装では、高等教育機関及び民間企業と連携し、各機関が有する強みを生かした新たな技術の開発を進めるとともに、農薬散布ドローン等のスマート技術について、スマート農業支援サービス組織等への機械導入を支援したところです。

新技術の開発に向けた大学・企業との共同研究数については、95件となったところです。

2、農業・畜産業の多様な人材育成・確保では、農家の法人化に向けて、相談体制の構築、セミナーの開催、専門家派遣等の支援を実施するとともに、新規就業者の育成やアクティブシニアなどの多様な担い手の確保を支援するため、リカレント教育を実施しました。農業法人数は326経営体になったところです。

3、林業・木材産業の多様な人材育成・確保では、とくしま林業アカデミーにおいて、即戦力となる人材の育成や、林業体験林フォレストキャンパスにおいて、高校生等の林業体験実習を実施するとともに、林業に必要な資格取得や高性能林業機械の操作研修など、ステップアップ方式による人材育成研修等を実施しました。

林業プロフェッショナル数は448人、大学等の体験林フォレストキャンパス利用者数は1,581人となっています。

4、水産業の多様な人材育成・確保では、とくしま漁業アカデミーにおいて、浜の担い手を育成するとともに、国の支援制度の対象とならない漁家子弟に対し、本県独自制度による支援を実施しました。

水産業リカレント教育修了者数は319人となったところです。

次に、6 ページを御覧ください。基本戦略Ⅳ、「サステイナブル（持続可能）」な農林水産業の実現でございます。

1、地球温暖化対策では熱帯性果樹の栽培技術の開発やワカメやスダチ等の高温耐性品種の普及を推進するとともに、二酸化炭素吸収源等の森林機能の維持を図るために、間伐や植栽などの森林整備等を実施しました。熱帯性果樹の栽培実証経営体数は13経営体となったところです。

2、鳥獣による被害の防止では、侵入防止柵の整備や鳥獣の出没情報を共有できる専用ウェブサイトの構築、とくしまハンティングスクールにおいて、狩猟免許取得後間もない初心者を対象とした実践的な捕獲技術の講習を実施しました。40歳未満の狩猟免許取得者数は514人、剣山山系におけるニホンジカの捕獲数は1,184頭になったところです。

3、食育・木育と地産地消の推進では、食育フェスタや県産食材料理レシピコンクールを開催し、ジュニア・若手食育リーダー数は502人となったところです。

次に、7ページを御覧ください。

4、地域で育む農山漁村づくりでは、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進するため、自然環境調査に基づく事業計画の作成や、県内小学校において、水田が持つ多面的機能を学ぶ出前授業、田んぼの学校を実施したところであり、カーボン・オフセットに基づく森づくり企業・団体数は170企業・団体となったところです。

5、安全・安心な食料の安定的供給では、GAPセミナーを開催するなど、各種認証の取得を支援するとともに、有機物資源を利用した土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用を低減する技術の普及により環境に配慮した農業の推進に取り組みしました。

また、GAP認証や特別栽培等の持続性の高い生産方式で栽培されたとくしまエシカル農産物の消費拡大を推進したところであり、有機・特別栽培面積は257ha、国際水準GAPの認定件数は48件となっています。

以上、抜粋ではございますが、農林水産基本計画における令和5年度の実施状況の概要でございます。

なお、詳細につきましては、資料3の徳島県農林水産基本計画レポートを御高覧ください。

続きまして、3点目は、新たな徳島県食料・農林水産業・農産漁村基本計画の策定についてでございます。

お手元の資料4を御覧ください。

1、新たな計画の策定についてですが、先ほど実施状況を御説明いたしました基本計画は、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の基本理念を具現化するため、本県の農林水産施策の総合的な運営指針として策定しております。

現在の計画は、今年度末をもって計画期間を終えることから、これまでの取組により得られた成果や課題点、本年6月に改正された食料・農業・農村基本法等の趣旨を踏まえ、令和7年度からの新たな計画を策定することとしております。

2、計画の方向性についてですが、近年の農林水産業を取り巻く社会情勢の変化やこれまでの計画に基づく取組における新たな課題点、また、第1回徳島県農林水産審議会において、委員から頂いた御意見、御提案を踏まえ、新たな計画の方向性案を記載しております。

次に、3の策定スケジュール案でございます。

本年11月の第2回審議会及び経済委員会におきまして、計画の骨子案を取りまとめ、来年1月の第3回審議会及び2月の経済委員会において、皆様から御意見を頂き、策定を進めてまいります。

報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井村委員長

以上で説明等は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

古野委員

経営推進課の補正予算、2事業についてお聞きをいたします。

まず、とくしま農林水産業「外国人材」活躍・ステップアップ事業ですが、事業名を拝見いたしますと、農林水産業の労働力不足を外国人の方の活躍により解消する内容に思います。

外国人の就労については、令和5年度に在留資格の制度改革等があったことを承知しております。

また、6月の付託委員会において、林業事業への外国人就労についても質問させていただきました。

そこで、県内で農林水産業に従事している外国人労働者の状況や制度改革について教えてください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま、とくしま農林水産業「外国人材」活躍・ステップアップ事業につきまして、外国人労働者の状況などについて御質問を頂きました。

まず、厚生労働省徳島労働局調べによりますと、本県には令和5年10月現在で5,656人の外国人労働者が1,230形態において就業されております。

産業別に見ていきますと、製造業では1,960人、農林水産業で753人、医療福祉では706人となっております。続いて卸売業、建設業等に従事しております。

また、本県の農林水産業に従事する外国人材を在留資格別に分けてみますと、日本の技能技術の習得を目的に、1年から5年間の在留可能な技能実習の資格者が560名、それから農林水産業の専門的な知識を有しまして、5年間在留できる特定技能1号の資格者が192名となっております。

特徴といたしましては、農林水産業に従事されます特定技能1号の在留資格者の割合が約26%と、ほかの産業分野に比べて最も高いことが挙げられます。

次に、制度改革についてですが、平成30年12月の入管法の改正によりまして創設された専門的な技能を有する在留資格である特定技能制度について、令和5年6月の法改正によりまして、本人の希望で永住も可能となります特定技能2号の対象が、建設業、造船業の2分野から、農業、水産業を含む11分野へ拡大されております。

このことから今後、特定技能1号の資格を有する方が2号へ在留資格をステップアップするということで、専門的な知識を持つ優秀な人材が、本県農林水産業で活躍されることが期待されております。

古野委員

詳細な説明ありがとうございました。

本県で働く外国人労働者が、思っていたよりも多くの方が農林水産業に従事していただいていることが分かりました。

また、特定技能1号の資格者の割合が高いことなど、本県農林水産業にとって外国人材が非常に頼りにされている存在であることが分かりました。

それから次に、この事業の目的と内容について、教えていただきたいと思います。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

事業の内容についてのお問合せでございます。

本県農林水産業におきましては、高齢化等を背景にいたしまして、担い手不足による生産力の低下が喫緊の課題となっております。

このため今後、専門的な知識を持った優秀な外国人材が農場長などの現場のリーダーとして活躍されることで、生産力の向上や産地規模の拡大を図りまして、農業者の所得向上につなげたいと考えております。

内容といたしましては、雇用している外国人材を経営体の中核となるような人材へと育成して、また産地に定着を図ろうという農業法人等に対しまして、例えば特定技能1号取得者が2号試験合格に挑戦する際のステップアップに向けた試験対策であるとか、あるいは受験時に代替要員の雇用を行うなどのサポートを行ってまいりたいと考えております。

また、外国人材の持つ能力を最大限に発揮しまして、法人等の組織内で活躍してもらえるように、例えば大型特殊免許であるなど、業務に必要な資格取得等の外国人材のスキルアップに必要な新たな知識や技能の取得であったり、あるいは母国語を活用した農林水産物の輸出等、外国人材の強みを生かしたビジネス展開、また能力に見合ったポストの提供であるとか、執務室、休憩室の機能向上など、安心して就労できる環境づくりなどのこういった実例をまとめることで、外国人材の確保や産地への定着を図るモデルを構築したいと考えております。

さらに、このモデルの横展開に向けましては、分かりやすい動画等のコンテンツを作成いたしまして、ホームページやSNSを活用して幅広い周知を行うことに加えまして、特に外国人材を雇用されている徳島県農業法人協会の会員の皆様方を対象にいたしまして、人材活用セミナーを活用するなど、直接的な周知も行なってまいりたいと考えております。

古野委員

コンビニや医療福祉の現場において、広く外国人の方をお見かけする機会が大変増えてまいりました。

少子高齢化が進む中、現在の日本において、外国人材のマンパワーなくしては社会が回らない状況でございます。それは、本県農林水産業においても同じでございます。本事業を通じて、県内農林水産業における外国人の方の活躍を期待いたしております。

次に、徳島型「施設園芸」チャレンジ支援事業について、事業の目的や内容を教えていただきたいと思います。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

徳島型「施設園芸」チャレンジ支援事業の内容等について、御説明いたします。

施設園芸につきましては、新規就農者でも少ない面積で高い収益を上げることができるということで、人気の高い経営形態でございます。

ここ近年の建築資材高騰の影響などによりまして、設備投資のコスト負担は令和2年との比較で約37%上昇するなど、コストは年々増大している状況でございます。

このため、本事業におきましては、新規導入するよりも安く農業用ハウスを確保できる、徳島ならではの就農モデルの確立に向けまして、二つの取組を実施したいと考えております。

まず、一つ目といたしまして、県下園芸団地において、生産者の高齢化であるとか離農によりまして、利用可能な中古ハウス、あるいは今後、遊休化がされるようなハウスのが出てくることが想定されることから、こうしたハウスを新規就農者に有効活用していただけるように、まず実態調査を行いまして、情報提供することで、新規就農者とのマッチングの促進を図ってまいります。

もう一つは、単管パイプなど汎用的で安価な建築資材を用いて自家施工することも可能であるということで注目されております、低コスト型のハウスにつきましては、現在本県での導入事例がほとんどありませんが、栽培する品目に応じた施工方法の検討が必要であることから、農林水産総合技術支援センターで導入実証を行いまして、新規就農者にも分かりやすい自家施工のマニュアルを作成いたしまして、低コストハウスの普及を図ってまいりたいと考えております。

また、こうした取組によりまして、施設園芸に取り組む際の大きな負担となっております農業用ハウスのコスト軽減が図られることで、新規就農者や規模拡大を検討されている生産者が安心して農業用ハウスを確保できる環境を整備してまいりたいと考えております。

古野委員

中古ハウスの活用や低コストハウスの普及、今後遊休化するハウスの情報共有については、非常に良い取組であると思います。

かくいう私も、大分時間がたちますが、現在持っております600坪のハウスのうち300坪は、中古ハウスを移設した固定費の削減策で、非常に情報がなく厳しい時代でありましたが、このような取組をしていただいて非常に有り難いと思います。

私の地元におきましても、若手農家が中心となって新規就農者を呼び込み、フリージアやコワニーの花の施設を再開し、西日本を代表する花の産地形成に向けて頑張っていると思います。

こうした施設園芸の産地を守り、発展させていただけるように、しっかりと取り組んでもらいたいということをお願いいたしまして、私の質問は終わりにしたいと思います。

達田委員

先ほど御質問がありました外国人材活用なんですけれども、様々な分野で人手不足で、外国人の方の労働力を活用しようということで出ております。労働力として働いていただくのはいいんですけれども、これが長期に日本にいられるようになりますと、御家族を呼び寄せてとか、地域の一員として生活していただくという視点で外国人材の活用を図ると

というような点はあるのでしょうか。労働力だけをあてにしているのでしょうか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

達田委員から、外国人材の方に地域の一員としても活躍していただくというようなお話であったかと思います。

今回、この事業のターゲットにしております特定技能2号の資格なんですけれども、こちらは御本人の永住が可能ということに加えて、母国から家族を帯同することも可能になるということでございます。

そういった形で、労働力というだけではなくて、家族で地域に溶け込んでいただきながら、産地に定着していただくということも当然考えていかないといけないですけど、帯同された家族につきましては、言葉であるとか文化であるとか、様々な課題があると思います。この事業は、農林水産部だけでは対応が難しい部分もございますので、外国人材が住まわれている市町村であるとか労働部局であるとか、連携して考えていきたいと考えております。

達田委員

お勉強していただいて高度な技術を身に付けていただくということで、優秀な労働者として働いていただくわけですから、地域に来ていただいて溶け込んでいただくという方向も目指していただくと。時期が来たら国に帰って、国のために働きますという方もいらっしゃるかと思うんですけれども、働きやすい環境を日本で整えれば、移住もしてくださるだろうし、また家族も一緒に移住してきて、そして子供さんもできてその地域の人口も増えていくというふうなことになるっていくと思うんです。

ですから、生活の面でも支援をしていけるようなトータルな制度になるように希望しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡田（理）委員

今、話をされている外国人材の件なんですけど、結局1号から2号になるのに何年掛かって、2号になってスキルアップするに当たってどういうスキルがあれば2号認定で永住権が得られるかという、制度の中身は決まっているんですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

特定技能の在留資格についての御質問だと思います。

最長5年間ということになるんですけれども、技能実習の方が3年を経過した時点で特定1号の受験が可能だということと、それから特定1号の方が受験されて特定2号にレベルアップする、特定1号からのステップアップにつきましては、日本語等の資格試験は免除されるのですが、分野ごとの、農業分野の専門知識を問うような試験に合格されて、特定2号にステップアップされるというような流れになってございます。

岡田（理）委員

ということは、1号になられる方も3年から5年の任期があつて帰らないといけないと

ころが、次のステップアップができますという話なんですけども、そうしたら今、知識を調べる試験というのは、各種多言語によって作ってくれるんですか。

現在、徳島に何箇国の方が就労されているのですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

現在で、何箇国の方がという数字までは持ってございませんが、一番多いのはベトナムからの方と聞いております。

岡田（理）委員

試験は誰が作るんですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

国家試験でございますので、日本語の試験になっております。

ある程度の日本語のレベルがないと難しい試験になっております。

岡田（理）委員

永住権を取ろうと思ったら、日本に帰化するじゃないですけど、それぞれ日本の永住権を取る資格がほかの部署にもあるので、そういうことをすり合わせして、それなりの資格、知識を持ってもらわないと多分取れないと。なぜこのような話を聞いているかという、鳴門のレンコンも芋も、ものすごい外国人労働者が入ってきていまして、レンコンの話でいくと、ちょっと昔の話ですけども、やっと一人前に掘れるようになったのに帰らないといけないとき、農家さんが次の子を探しに行くのに、資質がある子とか、合っていない子とかいろいろあるので、できるだけ一生懸命働いていた子の兄弟だとか、いとことか、はとことか探していたのを聞いていたので。

それぞれの向き不向きがあるので、皆さん日本に来て働いてもらって、一時的なものとして帰られるというところの部分と、目的はそれぞれで、時代が変わるとともに変わってきています。

今は、主流が中国の方じゃなくてベトナムの方であったり、ラオスであったり、いろんな東南アジアの国々の方が来られていますし、医療従事者に至っては、インドネシアの方がメインになってきてたりします。ただ農業従事者の方と医療従事者の方とかと、元々の国家試験の難しさがどうなのかが分からないんですけども、先ほど寺井副委員長がおっしゃっていたけど、ある程度日本国内で、それぞれ大きな組織で同じような試験を受けて、外国人就労者の方たちが平等に、どこの県だから何々ではなく、日本中に住んでいる方たちが同じような条件で受けられる環境はできているんですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

全国どこでも受けられるようになってございまして、地域による個差というようなものはないと考えております。

岡田（理）委員

就労者の環境や待遇が非常に良くなっている。

それともう一つ気になったのが、事務所とか執務室とかの機能向上等というのは、これを改善する費用も補助があるのですか。そういう制度があるのですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

現在、この事業については委託という形で考えておりまして、こういったモデルを先進的に作ってくださるような農業法人さんに委託でやっていただくという中で、こういった執務室の環境対策というような対応もしていただけたらと考えております。

岡田（理）委員

ということは、これは希望というか期待しますの話であって、必ずしもしなければならないものではないという話なんですね。

でも、日本の人たちの就労環境でいくなれば、農業も全ての産業もものすごく労働環境が良くなってきているので、当然外国人の方であろうが日本人の方であろうが、それぞれのスキルをもって、それぞれの専任される従事者の方がいらっしゃる。ただ、それぞれの皆さんと同じような待遇と処遇、環境で仕事ができるということを一番に担保してあげないと、日本にいてなかなかしんどかったよというような方々は仕事に専念していただけないと思うので、書いているから、どっか違うところから助成金が出て、環境改善とか、その人用のパソコンを買うとか、そういうところの補填があるのかなと思ったので聞いたんですけども、そういう制度までは充実してないのですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

書いてある事例は、飽くまでモデルを作られる場合にこういったことが考えられるということが書いてございまして、それぞれの形態によって、外国人人材が活躍できるような取組を具体的に考えて提案していただいた中から、委託という形でモデルを作っていただく内容となっています。

岡田（理）委員

そうしたらこれは、今回徳島県で上がってきてますけど、先行事例として日本でどこか成功事例があって、それをモデルとしてされているんじゃないかと思うんですけども、どこが先行なんですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

実は、他県の先行事例を参考にさせていただいたというよりは、本県で先行事例を作りたいという思いで作っております。まだこういった取組を具体的にされているところはそれほど多くはないのではないかと考えております。

岡田（理）委員

それほど多くはないということで、そうしたら徳島が初めてですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

私の知っている限りでは、最初の取組と考えております。

岡田（理）委員

そうしたら、めちゃくちゃ責任が重大なんで、細かいことを決めていかなかったら、先行モデルとして次が追随していくというか、このモデルを広めていって、みんなが取組をして、それで外国人の方と共存していく、コミュニティを作っていく、農業を守っていくというところが最終目的なので、そこの部分でいくなれば、当然委託費なので、事業委託するような話だけど、県としてもその制度を作って、きちんと徳島県の農業を守っていけるような覚悟を持ってしてください。

川真田委員

1点だけ、確認させてください。

資料4の新たな徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の策定について、また11月に経済委員会で策定というか、意見を言い合う場があると思うんですが、方向性案の上から四つ目、販売力の強化に向けた海外市場や大消費地への販路拡大というところで、先ほどの経済産業部で、地域商社のスタートダッシュの議案がございました。

ここで、どういう方向性なのか教えてください。

基本計画には、この販路拡大というのは残しながらも、今後地域商社が出来上がったら、それを実行していくのは地域商社であるのか、例えば地域商社と農林水産部が両方でやっていくものなのか。地域商社は官民一体によるワンストップ組織という表現もしておりますので。それとも、地域商社が担うことだからこの基本計画から減らすのか。こういうところの方向性について、今のところの考え方を教えてください。

福良農林水産政策課長

川真田委員より、新たな徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の販路拡大の部分の取扱いについて御質問がございました。

新たな基本計画の中身につきましては、今後、検討してまいりますけれども、地域商社と県との関わりにつきましては、当然地域商社としての取組と県としての取組がございますので、県としては地域商社の部分も含めて計画の中身を考えていく方向になろうかと思いますが、その詳細につきましては、今後方針を考えていく中で検討してまいりたいと考えておるところでございます。

川真田委員

地域商社として取り組むべきことは取り組むし、県としても取り組むということなので、言い方が悪ければ、二重行政ではなくて、屋上を貸すというようなイメージもあったりするので、そういうかぶっているところをなくすために地域商社を立ち上げるという意味合いもあると思いますので、できるだけ効率的な形になるようお願いを申し上げまして、終わります。

井村委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で農林水産部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（15時27分）